

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－４ <u>産業活力再生特別措置法関係</u></p> <p><u>産業活力再生特別措置法</u>（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、共同事業再編に関する計画、経営資源再活用に関する計画及び事業革新設備の導入に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>産活法第2条第2項第2号及び産業活力再生特別措置法の施行に係る指針</u>（以下「産活法に係る指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について</p> <p>① 産活法に係る指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上となる場合をいう。</p> <p>② 産活法に係る指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。</p> <p>③ 産活法に係る指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業</p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－４ <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係</u></p> <p><u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画、事業革新設備の導入に関する計画及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>産活法第2条第4項第2号及び第6項第2号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針</u>（以下「産活法に係る指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について</p> <p>① 産活法に係る指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上とすることをいう。</p> <p>② 産活法に係る指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費を5%以上低減させることをいう。</p> <p>③ 産活法に係る指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとするこ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 後
<p>収益の伸び率を百分率で表した<u>値が</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値を5以上上回る場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針</u> (以下「基本指針」という。) <u>二口の事業再構築の認定の基準について</u></p> <p>① <u>基本指針二口1①</u>の「<u>事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq2</u>」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>② <u>基本指針二口1②</u>の「<u>(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)\times100\geq105</u>」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二口1③</u>の「<u>(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)\times100\geq106</u>」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(3) <u>産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一ハ2③</u>の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</p> <p>① <u>基本指針一ハ2③(イ)</u>の「<u>有利子負債合計額</u>」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</p> <p>② <u>基本指針一ハ2③(ロ)</u>の「<u>経常収入</u>」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「<u>経常支出</u>」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</p> <p>(4) <u>産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三口</u>の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について</p>	<p><u>と</u>」は、例えば、<u>事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値を</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値から5以上上回るものとする</u>ことをいう。</p> <p>(2) <u>産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針</u> (以下「基本指針」という。) <u>二イの事業再構築の認定の基準について</u></p> <p>① <u>基本指針二イ1①</u>の「<u>事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq2</u>」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>② <u>基本指針二イ1②</u>の「<u>(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)\times100\geq105</u>」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二イ1③</u>の「<u>(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額)\times100\geq106</u>」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(3) <u>産活法第3条第2項第2号及び基本指針二イ2</u>の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</p> <p>① <u>基本指針二イ2①</u>の「<u>有利子負債合計額</u>」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</p> <p>② <u>基本指針二イ2②</u>の「<u>経常収入</u>」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「<u>経常支出</u>」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</p> <p>(4) <u>産活法第4条第1項及び基本指針十イ</u>の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義について</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 後
<p><u>基本指針三口3</u>の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</p> <p>(5) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三八の共同事業再編の認定の基準について 基本指針三八2①については、Ⅲ-3-4(2)②を準用する。</p> <p>(6) <u>産活法第2条の2第2項第4号</u>及び<u>基本指針四口</u>の経営資源再活用の認定の基準について 基本指針四口2及び3については、それぞれⅢ-3-4(2)②及び③を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>基本指針十イ2</u>の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>産活法第7条第4項第1号</u>及び<u>基本指針三イ</u>の経営資源再活用の認定の基準について 基本指針三イ2及び3については、それぞれⅢ-3-4(2)②及び③を準用する。</p> <p>(6) <u>産活法第24条の2第1項</u>及び<u>基本指針十八</u>の特例措置を受けようとする場合について 基本指針十八1の「売上高」については、例えば、営業収益を指す。</p> <p>(7) <u>産活法第39条の2</u>及び<u>基本指針九イ</u>の中小企業承継事業再生の認定の基準について ① <u>基本指針九イ1</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。 ② <u>基本指針九イ2</u>の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</p>